

## レクチャー 1

### 『化学物質リスクアセスメントが義務化された社会的背景とその内容について』

特定非営利活動法人（NPO 法人）教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）

理事長 木下 知己

#### 1 はじめに －化学物質リスクアセスメント概観－

◇リスクアセスメントとは リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法（労働災害防止対策）である。

・〔従来の労働災害防止対策〕 発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本であった。しかし、災害が発生していない職場であっても潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性があった。

・〔労働環境の変化〕 科学技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が用いられるようになり、その危険性や有害性も多様化してきた。

・〔今日の労働災害防止対策〕 このような状況の中で、安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な対策を講ずること（予防安全）が不可欠である。

◇化学物質のリスクアセスメントとは 化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。化学物質のリスクアセスメントの基本的な考え方や進め方は、一般的な作業や設備のリスクアセスメントと共通である。ただし、化学物質の危険性や有害性について考慮する必要がある。

◇「今般の化学物質リスクアセスメント」は、上記のような考え方にに基づき、予測される化学物質による危険、健康障害の具体的な予防策の実施が義務化されたものである。

化学物質の総合的な安全適正管理の観点からは、総合的管理の一環、具体的方策の一つと捉えることが出来る。

#### 2 義務化の社会的背景

日本における化学物質に起因する労働災害、事故は、近年、死亡事故が数十件／年で、休業4日以上のもので500件前後／年で推移している。教育研究機関でも、研究教育活動における化学物質による事故、災害は、公表分だけでも、毎年、相当数発生している。科学技術の進展等により、さまざまな化学物質等が用いられるようになり、その危険性や有害性も多様化してきた。印刷工場における有機溶剤類による胆管癌発症による死者の多発等、発症までの長期潜伏期間の事例から、予防安全対策の重要性がますます大きくなっている。このような状況の下で、予測される化学物質による危険、健康障害の具体的な予防策の実施が義務化されたものである。

化学物質による事故、災害の防止のための具体的方策としての「化学物質の総合的な安全適正管理の実施」の観点からは、当然の対応策の一つと言える。

また、大学等における化学実験事故には、主に次のような問題点が挙げられる。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 化学物質の不適切な使用</li><li>(2) 化学物質の毒性・有害性の情報不足、把握不十分</li></ol> |
|--|

(3) 化学物質の管理不十分

(4) 事故、ヒヤリ・ハット情報のデータベース化、公表、共有化、原因究明、情報公開の不十分さ

これらへの対策の一つとして、今般の化学物質リスクアセスメントも必要になる。

### 3 化学物質リスクアセスメントの具体的な内容について

今般の化学物質リスクアセスメントの実施義務化の要点は次の通りである。

・ **[対象となる事業場]** 業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象である。

・ **[対象化学物質]** 安全データシート（SDS）の交付義務の対象である640物質：下記URL参照

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

・ **[実施時期]** 平成 28 年 6 月 1 日施行（労働安全衛生法改正に伴う）

・ **[実施内容]** 対象化学物質（640 物質）について、下記の実施が義務付けられた。

1. 事業場におけるリスクアセスメント
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示

・ **[化学物質リスクアセスメントの手順]**

1. 化学物質等による危険性又は有害性の特定
2. 特定された危険性又は有害性によるリスクの見積り
3. リスクを低減するための措置内容の検討
4. 優先度に対応したリスク低減措置の実施

○ 実施の仕方については、具体的に定められていない。記録を残すことが肝要である。

※ **[想定対象と教育研究機関の実状]** 今般の化学物質リスクアセスメントは、熟練作業者による少数多量の化学物質の定常的取り扱い作業に伴う慢性曝露による健康障害予防が想定されている点で、大学等の実状とは乖離がある。しかし、大学等における化学物質関係事故等の予防、被害軽減にも不可欠であり、教職員、学生の健康安全、予防安全対策として極めて重要なこと、研究教育の基盤として欠かせないこと、社会的役割、社会的要請等からも、大学等の責務と考えられる。

教育研究機関では、上記の実施手順の前に、真っ先になすべきことは下記の通りである。

○化学物質の使用量、保管量を最少量にする。

○使用方法を安全、適正な方法に限定する。“SDS”の活用！

○ドラフトの活用：有機溶剤類の使用はドラフト内で！

これらについて、教育指導を徹底した上で、今般の「化学物質リスクアセスメント」を実施すべきである。

◎特化則の特別管理物質（2014年11月10物質追加、累計40物質）への対応も欠かせない。

### 4 まとめ

今般の「安衛法改正に伴う化学物質管理の強化」の基本的な考え方は、従来のハザード対応→リスク対応、事故対応・被害権限→予防安全 に重点を移したもので、教育研究機関にとっても、化学物質の総合的安全適正管理の一環として、化学物質関係事故等の予防、被害軽減に極めて重要である。